

石炭政策の推移と状況（答申内容一覧 - 1）

答申の年月日	計画策定の背景	答申の基本方針	答申に示された目標と目標年次	主要施策（第2次策以降は追加した施策のみ）	政策期間中の状況
第1次策 38年度から実施 537(1962)10.13 第1次石炭鉱業 調査団答申	エネルギー革命の進展、36年 7月石油輸入自由化による石炭 産業の危機	石炭鉱業の崩壊がもたらす関係者への影響、地域社 会に与える深刻な打撃、国民経済の被る損失を防止す ることは国民的課題である。 エネルギー革命の進行に伴う需要構造の変化に対応し て、生産構造を計画的に再編してゆく必要がある。	昭和42年度を安定化と自立の目 標年次として、 5,500万トンを確保	1. 石炭火力発電所の建設等による石炭長期引取数量の増大 2. 石炭専用船の建造等による流通合理化 3. 電力用炭価格の安定を図るため、電力用炭代金精算(株)を設立し、 同社は電力用炭代金の一手受渡しを実施 4. 非能率炭鉱のスクラップと能率鉱のビルドを中心とする生産体制 の近代化 5. 炭鉱離職者求職手帳制度の創設 6. 石炭鉱業の経理規制の実施	離山ムードの拡大による労働力不足、合理化閉山の進 行に比して新鉱開発を含むビルドの相対的遅れ、保安条 件の悪化等のため予想外の出炭不振が続いた。 また、コスト上昇、炭価下落等により企業経理が圧迫 された。
第2次策 40年度から実施 539(1964)12.16 第2次石炭鉱業 調査団答申	離山ムードの拡大、ビルドの遅 れ等により企業経理悪化	石炭鉱業の崩壊がもたらす経済的な損失と社会的な 影響はきわめて大きいものがあるが、とくに、エネル ギー源の輸入依存度を高く位置づけることは、単に国 際収支上のみならず 供給の安定性という見地からも 好ましくなく、我が国で水力と並んで重要な国内エネ ルギー資源である石炭を確保することは、国家的な要 請である。	5,500万トン程度を維持 今次対策により42年度頃までに 安定	1. 炭価引き上げ一般炭 300円/トン、原料炭 200円/トン 2. 電力用炭価格を公定するとともに、電力用炭代金精算(株)を電力用 炭販売(株)に改組し、公定価格による電力用炭の一手購入、一手販売 を実施 3. 借入金の利子補給制度の創設（現在なし）	山野炭鉱のガス爆発等重大災害の頻発、労務状況の不 安定、生産、保安面の整備の立遅れ等により、予想外の 出炭不振が生じ、これが急激な金詰りの深刻化、収支採 算の悪化を招来した。
第3次策 42年度から実施 541(1966)7.25 石炭鉱業審議会 の抜本策答申	重大災害のひん発、保安面での 整備の立遅れによる出炭不振等	累積赤字 1,000億円の肩代わり等経営基盤の回復対 策とある程度の需要確保策を講ずれば、供給面からも 需要面からも、今後とも、5,000万トン程度の出炭維 持は可能であり、一連の対策によって石炭鉱業の経理 は45年度時点になれば大部分赤字状態を脱却しうると の認識に立つ。	5,000万トン程度を維持	1. 約 1,000億円の元利補給金の交付（いわゆる「第1次肩代り」） 2. 安定補給金の交付 3. 炭層探査、坑道掘進費補助金制度の創設（41年度予算から）等助 成措置の拡充と閉山交付金の単価引き上げ 4. 増加引取交付金制度の創設等による需要確保 5. 石炭対策特別会計の創設（45年度まで）	予想外の経理の悪化（人件費上昇、生産効率向上の見 込遅れ等）労務者確保難とそれに伴う予想外の閉山の進 捗等により 5,000万トンの出炭水準の維持は著しく困難 な状況となった。
第4次策 44年度から実施 543(1968)12.25 石炭鉱業審議会 の石炭対策答申	コスト上昇、赤字の増大、労働 力の流出等石炭産業をめぐる諸 条件の悪化	国民経済的にみて必要とされる原料炭、一般炭につ いて安定した出炭供給態勢を確立する必要がある、そ のために石炭鉱業の再建を図る。 他方、石炭企業は、今後においては、今次の対策で 支えられる助成の枠内で最大限企業再建に向けて努力 する反面、与えられる助成によって企業の維持再建が 困難となる場合には、勇断をもって進退を決すべきで ある。また、石炭鉱業の閉山、縮小はできるだけなら かに行われるよう配慮する。	45年度までの対策の基本骨格を 設定、出炭規模及び目標年次を 明示しない。 主要施策は48年度を期限とする 。	1. 約 850億円の再建交付金の交付（いわゆる「第2次肩代り」）、 安定補給金の拡充、合理化事業団の無利子貸付制度の拡充等による 企業再建の助成 2. 企業ぐるみ閉山の場合の特別措置として石炭鉱山整理特別交付金 （いわゆる「特別閉山交付金」）制度の創設（46年度以降なし）と一 般閉山交付金の単価引き上げ 3. 石炭対策特別会計の存続期限を昭和48年度まで延長	自然条件の悪化、労務者確保難、公害規制の進行等 により石炭鉱業は需給両面から困難に直面し、出炭規模は 合理化基本計画の48年度 3,600万トンに対し、すでに 46年度でこれを下回る 3,173万トンに落ちこんだ。
第5次策 48年度から実施 547(1972)6.29 石炭鉱業審議会 の石炭対策答申	石炭産業をめぐる諸条件の一層 の悪化 （公害規制の進行等も含む）	1. 石炭鉱業の急激な縮小は多大の社会的混乱を惹起 するおそれがあるにかんがみ、50年度における 需要規模を 2,000万トンを下らない水準と想定し、 このための需要の引き上げ及び対策の拡充を行う。 2. 国の他の産業に類をみない手厚い助成及び需要業 界の格段の協力を基本前提として、石炭企業及びそ の従業員が労使一体となって自ら最大限の努力を尽 すこと	50年度において、2,000万ト ンを下らない水準の需要規模を 想定	1. 約 645億円程度の第3次肩代りの実施及び既存肩代りの債務の肩 代り期間の一部短縮 2. 各種補助金融資率の引き上げと運転資金対策 3. 大口需要業界に対する国内炭の引き取り要請 昭和50年度において 電力 8 電力 350 万トン、電発 302 万トン（若松火力を含む） 、その他電力 193 万トン、鉄鋼 80万トン、ガス 91万トン 4. 競合エネルギーの価格の推移を基準とした年々の炭価の改訂ルー ルの確立 5. 石炭鉱業合理化事業団における管理委員会の設置等	石油の供給不安により世界的なエネルギー不安が竣成 され、国産エネルギー重視の機運の下、石炭の重要性が 再認識され、出炭規模の落ち込みにブレーキがかけられ 、ほぼ年産 2,000万トン程度で推移した。
第6次策 51年度から実施 550(1975)7.16 石炭鉱業審議会 の石炭対策答申	オイルショック後の石油重要性 の再認識と石炭の相対的経済性 の回復	新石炭政策は、新しいエネルギー情勢を踏まえた総合 エネルギー政策の一環として他のエネルギー政策との 有機的連けいを保ちつつ、石炭のクリーンエネルギー 化・流体化技術の進展により、石炭が将来本格的にか っ長期にわたり世界の重要な資源・エネルギー源と して利用される可能性を有していることも考慮し、当面 10年間の我が国における資源・エネルギーの安定供給 の一環として石炭を可能な限り活用していくことを基 本理念とすべく石炭供給の安定性と経済性を調和させ た政策体系を策定する必要がある。 このような考えの下に、石炭政策は、石炭鉱業の自 己努力、政府の適切な指導と助成及び需要業界の協力 により、石炭鉱業の自立を目指すことを基本とすべき である。	目標年次を明示しない。 現状の生産規模を維持する。 海外炭の開発・輸入を促進する 。	1. 新石炭政策に必要な財源は「石炭及び石油対策特別会計」によっ て確保すべきと考え。かつ、その他、財政措置については見直しを 行いつつ資源・エネルギーの安定供給確見地から必要な措置を検討 すべきである。 2. 海外炭の開発・輸入、国際協調の推進 3. 石炭ガス化・液化等の技術開発の推進	油炭格差の逆転、内外炭価格差の縮小など石炭鉱業を 巡る環境は好転したが、採掘条件は深部化、奥部化など 徐々に悪化した。その結果、出炭規模は年産2,000万ト ンの目標に対して、ほぼ年産 1,800万トン程度で推移し た。

答申の年月日	計画策定の背景	答申の基本方針	答申に示された目標と目標年次	主要施策（第2次策以降は追加した施策のみ）	政策期間中の状況
<p>第7次策 57年度から実施 556(1981) 8. 4 石炭鉱業審議会の石炭対策答申</p>	<p>油炭格差逆転・内外炭価格差の縮小と国内石炭鉱業の採掘条件の悪化等</p>	<p>1. エネルギー構造が内外にわたり大きく変革しつつある状況のもとにおいても、国内炭は貴重な国内資源であり、その活用については、積極的な配慮を払う必要があり、石炭供給の安定性と経済性を調和させた政策体系を策定する必要がある</p>	<p>目標年次を明示しない。対策期間は、5年程度が適切である。 。現存炭鉱における安定的な生産の維持を基調としつつ、今後の需給環境の好転等に伴い増産を期待し、将来における年産2,000万トン程度の生産水準の達成を目指すこと石炭鉱業の自己努力、政府の施策及び需要業界の協力を当たった基本的な考えとする。</p>	<p>1. 将来新鉱の開発が期待される有望地域の資源状況の適格な把握の実施 2. 消滅鉱区等の再開発の促進 3. 安定補給金の傾斜配分による炭鉱間格差の是正</p>	<p>深部化、奥部化が進行する中で、災害率の低下、生産能率の上昇など全体として改善の方向にあるが、経営面では、生産費の上昇、国内炭需要の低迷などにより、その基盤は依然として脆弱。また、国際的な石炭供給力の増大による需給の緩和、円高の進展による内外炭価格差の拡大、主要な需要業界の不況等石炭鉱業をとりまく環境は、極めて厳しい状況にある。このため、出炭規模年産1,800万トン～2,000万トンの目標に対して年産1,700万トン～1,500万トン台へと減少傾向を推移した。</p>
<p>第8次策 62年度から実施 561(1986)11.28 石炭鉱業審議会の石炭対策答申</p>	<p>国際的な石油価格の軟化傾向石炭需給の緩和基調等諸情勢の変化</p>	<p>1. 中長期的にみて国内炭には、海外炭との競争条件の改善は見込み得ず、国内炭のエネルギー政策上の相応の役割は、従来に比べて変化しているものと認識。 2. したがって、国内炭は、需要動向を勘案すれば、生産規模の段階的縮小はやむを得ない。ただし、集中閉山を回避し、経済雇用への影響を緩和すべし。 3. 石炭企業は、需要業界の協力、政府の適切な支援のもとで、相当な決意と自己努力で生産規模の縮小に取り組む必要がある。</p>	<p>政策期間は、5年。 最終的にはおおむね1,000万トンの供給規模とすることが適当</p>	<p>1. 需給ギャップを調整するための過剰在庫対策について所要の措置を講じ、その実効を確保するための機関の設置について検討を行うべし 2. 現行の閉山制度について所要の見直しを行いつつ、その活用を図ることが適当 3. 離職者の再就職を円滑に推進するため、現行の離職者対策を充実することが必要 4. 生各地域は、相互に連携し、広域的視野に立って地域振興に主体的に取り組むことが必要である。閉山に伴う地域への影響の緩和に万全 5. 基準炭価は原則として昭和61年度水準で据え置く</p>	<p>答申以降5つの大手炭鉱が閉山し、国内炭生産量は昭和61年度には1,500万トンあったものが合理化進行の結果平成3年度793万トンまで減少、労働者数も昭和61年度末の約2万人強から平成3年度末には約7,400名と減少。石炭企業の合理化努力と需要業界の引取協力等の結果、8次策期間中は概ねその趣旨に沿って推移。 しかし、合理化努力にもかかわらず、石炭企業の経営状況、採炭条件とも依然厳しく、更に2倍以上の内外炭価格差の定常化、石炭補助金をめぐる国際的議論の動向等、国内石炭鉱業を取りまく環境は更に厳しい状況</p>
<p>新しい石炭政策 4年度から実施 H 3(1993) 6. 7 石炭鉱業審議会の石炭対策答申 (今後の石炭政策の在り方について)</p>	<p>採掘条件の更なる悪化、内外炭価格差の拡大、さらに為替変動等の影響による、需要業界からの引き取り減などによる経営の圧迫。</p>	<p>1. 90年代を国内石炭鉱業の構造調整の最終段階と位置付け、国民経済的役割と負担の均衡点までは経営の多角化・新分野開拓を図りつつ、国内炭生産の段階的縮小を図ることが必要。 2. 構造調整に対しては、政府において、経営の多角化・新分野開拓等に対し、新たな融資制度等の支援策を検討するとともに需要業界においては構造調整の期間と程度に応じた引取り協力を行うことが必要 3. 石炭鉱業の構造調整に即応した先行的な地域対策や雇用対策を行うことが必要。 4. 今後の我が国の石炭需要の増大を踏まえ海外炭の安定給確保、地球環境問題への対応、国際協力の展開等が必要</p>	<p>国民経済的役割と負担の均衡点までは経営の多角化、新分野の開拓を図りつつ、国内炭生産の段階的縮小を図ることが必要。 関係法令については所要の改正を行った上、10年延長を図ることが必要。</p>	<p>1. 新分野開拓計画に従って事業を行う石炭会社等の経営多角化・新分野開拓を促進するための補助金、出炭融資等の創設 2. 地域振興の中核的事業者の設立支援のための補助金の創設 3. 石炭鉱害復旧促進のための調整手続の創設、浅所陥没等対処のための指定法人制の創設</p>	<p>新政策に伴って、石炭企業は一定の構造調整の転換が図られたものの、海外炭価格の低位安定基調により、価格差はさらに拡大。 一方、国内炭生産の段階的縮小という目標のもと平成4年度以降三井三池炭鉱を初め4炭鉱が閉山、残る坑内堀炭鉱は2炭鉱のみとなった。この結果、生産量、労働者数とも2分の1以下に縮小。石炭の企業努力、需要家の引き取り協力等の結果、本政策で示されている段階的縮小は、その趣旨に沿って推移。 また、継続2炭鉱については、平成14年度以降の国内炭単価12,000円を目標に更に合理化、生産効率化の努力を進めているものの、それでも2倍の価格差が残り依然として厳しい環境下におかれている。</p>
<p>現行石炭政策の円滑な完了に向けての進め方 H11(1999) 8. 9 石炭鉱業審議会の石炭対策答申</p>		<p>1. 現行石炭政策は、政策期限まで各措置を着実に実施し、一定の経過措置を講ずることで、その政策目的は達成される見込みであり、予定通り平成13年度末をもって完了すべき。 2. 国内炭鉱に蓄積している炭鉱技術を海外産炭国に移転し石炭の安定的生産を確保することによりわが国への石炭の安定的供給を図るため、平成14年度から平成18年度までの間海外炭鉱との技術協力事業を実施。</p>	<p>現行石炭政策において掲げられている目標を達成し、本政策を平成13年度末までに円滑に完了し得るよう、残された3年足らずの政策期間を最大限活用。</p>	<p>1. 石炭鉱業構造調整臨時措置法をはじめとする石炭関係諸法を、所要の経過措置を設けた上で廃止することを内容とする「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備に関する法律」を平成12年3月に制定。 2. 平成14年度から平成18年度までの間、海外炭鉱に対し国内炭鉱技術を移転する「炭鉱技術移転5ヶ年計画」を策定、遂行。</p>	